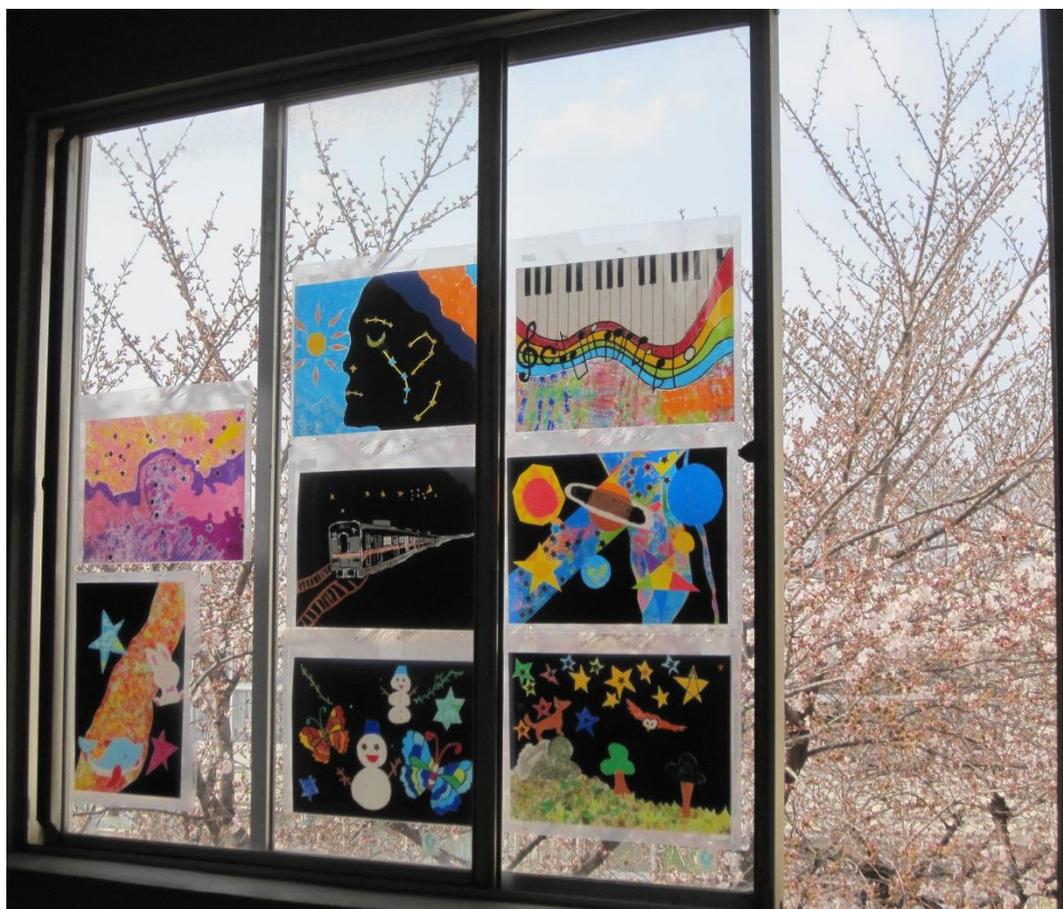


令和6年度

# 特別支援教室 MY STEP UP ROOM 要覧



**拠点校：練馬区立上石神井中学校**

TEL 03-3920-6083 (特別支援教室職員室直通)

## 巡回校グループ (拠点校を含む)

練馬区立石神井中学校

練馬区立石神井東中学校

練馬区立石神井西中学校

練馬区立石神井南中学校

練馬区立南が丘中学校

練馬区立大泉第二中学校

練馬区立関中学校

練馬区立上石神井中学校

## I 拠点校の概要

- 1 教室名 MY STEP UP ROOM(特別支援教室拠点校)
- 2 設置校 練馬区立上石神井中学校(練馬区上石神井4-15-27)
- 3 開室年月日 平成31年4月1日
- 4 教室形態 巡回制 特別支援教室拠点校(巡回校8校)
- 5 職員構成

|               |  |
|---------------|--|
| 校長            | 平野 茂   |
| 副校長           | 渡邊 あづさ   |
| 巡回指導教員        | 高嶋 信宏 池田 将人 大重 宏美<br>池田 奈津子 中井 泰子 吉田 良   |
| 特別支援教室<br>専門員 | 金澤 尚子(上石神井中) 川守田 真規子(石神井中)<br>岩田 重信(石神井東中) 桂 香(石神井西中)<br>峰村 泰子(南が丘中) 磯田 美佐子(大泉第二中)<br>加藤 修一(関中) 篠原 良子(石神井南中) |

## II 入室対象生徒

通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒

(練馬区中学校特別支援教室 運営の手引きより)

## III 特別支援教室における指導方針

- (1) 達成経験の積み重ねを通し、自信を付けさせることにより、情緒の安定を図り、自己肯定感を高める。
- (2) 教員との信頼関係や相談的な関わりを通して、自己の特性についての理解を深め、自己表現や人との関わりに自信をもてるような指導を行う。
- (3) 特別な指導を通し、学ぶ楽しさを味わわせ、学習意欲を高めさせるとともに学習に対する困り感を解決するための指導を行う。
- (4) 自立活動を通し、コミュニケーション力や集団適応力などの社会性を伸ばし、より良い対人関係を築く力を育む。
- (5) 在籍校の教員として担任や学年教員と連携して指導に当たることで、通室生徒が可能な限り多くの時間、在籍学級でほかの生徒とともに有意義な学校生活を送れるようにする。

## IV 生徒一人一人の特性に応じた指導

巡回指導教員と在籍学級担任が連携・協力して『連携型個別指導計画』を作成する。特別支援教室では『連携型個別指導計画』に基づいて計画された「自立活動の指導」と「障害に応じた特別な指導」を行い、生徒それぞれの目標達成に向けた指導を行う。

## (1) 自立活動

|           |  |
|-----------|--|
| 健康の保持     | (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事<br>(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事<br>(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事<br>(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事<br>(5)健康状態の維持・改善に関する事                   |
| 心理的な安定    | (1)情緒の安定に関する事<br>(2)状況の理解と変化への対応に関する事<br>(3)障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事   |
| 人間関係の形成   | (1)他者との関わり方の基礎に関する事<br>(2)他者の意図や感情の理解に関する事<br>(3)自己の理解と行動の調整に関する事<br>(4)集団への参加の基礎に関する事   |
| 環境の把握     | (1)保有する感覚の活用に関する事<br>(2)感覚や認知の特性への理解と対応に関する事<br>(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事<br>(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関する事<br>(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事 |
| 身体の動き     | (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事<br>(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事<br>(3)日常生活に必要な基本動作に関する事<br>(4)身体の移動能力に関する事<br>(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事                   |
| コミュニケーション | (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事<br>(2)言語の受容と表出に関する事<br>(3)言語の形成と活用に関する事<br>(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事<br>(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事                      |

上記の自立活動の指導項目の中から一人一人の生徒の状態に応じて、連携型個別指導計画を作成し指導を行う。生徒一人当たり週1時間もしくは2時間の指導を行う。

特別支援教室では個別指導、もしくは少人数によるグループ指導を通して、ロールプレイやコミュニケーションゲーム、ソーシャルスキルトレーニング(SST)、作業的学習、体育的活動などを行う。また教育相談を通して、本人の課題や悩みを把握するとともに、気持ちや考えを受容し、解決を図るための対話を行っていく。

## (2) 障害に応じた特別な指導

個々の生徒の実態や特性に合わせ、各教科についての特別な指導を行う。学習の補充ではなく、発達の凹凸による学習上または生活上の困難さの改善が目的である。支援の方法や教材を創意工夫し、達成感や分かる実感をもたせることで学習への意欲を高めるとともに、有効な学習スタイルの定着を図る。

## V 在籍校・保護者との連携

### (1) 在籍校との連携

- ・連携型個別指導計画の作成や手だての検討、評価などを通して、指導の成果や今後の課題等について共有する。
- ・在籍学級での指導内容や生徒の様子について、担任や教科担当教諭と密に情報交換を行う。状況に応じて行動観察を行い、手だての提案や助言を行うことで、指導の連携を図る。
- ・特別支援教室での指導内容や生徒の様子について、通室記録や連絡帳を通して周知を行う。
- ・保護者面談後などに定期的に担任面談を行い、生徒情報の共有を行う。
- ・学校行事や在籍学級での授業の内容に応じて、在籍学級で学習するか通室を優先するか、担任や授業担当の教諭と相談して決定する。
- ・通室生徒が通室のため欠席した在籍学級での授業の内容や配布物、提出物等についてどのように通室生徒が確認するのか、担任や授業担当の教諭と相談して決定する。

### (2) 保護者との連携

- ・連絡帳を通して、特別支援教室や在籍学級での学習の様子や成果を報告する。
- ・年 3 回の保護者面談(4月・9月・2月)や保護者会を通して、特別支援教室での様子や学習の成果を知らせ、連携を図る。保護者会においては、専門家による講演なども行い、発達の特性に関する理解を促進する。
- ・必要に応じて進路に関する個別相談を行う。